

千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画策定協議会設置要領

(設置)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条第1項の規定により千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その内容を検討するため、千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する機関には該当しないものとする。

(組織等)

第2条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、ギャンブル等依存症に関する有識者、医療関係者、関係団体の構成員、行政機関の職員等によって構成するものとし、県が協議会への参加要請を行う。

3 協議会に座長及び副座長を置く。

4 座長は委員の互選によって選出し、副座長は座長が指名する。

5 座長は会務を総理し、協議会を代表する。

6 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、計画の策定に当たり、その内容を検討するものとする。

(作業部会)

第4条 協議会は、計画の策定に当たって実務的な検討及び作業を行うため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の会員は、座長が協議会の委員の中から指名し、県から作業部会への参加要請を行う。

3 作業部会の部会長は、座長が指名する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は千葉県健康福祉部障害者福祉推進課に置き、協議会及び作業部会に関する庶務を行う。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。